

◎ 公共下水道に接続する排水箇所

下水道法上の汚水(汚水・雑排水)

屋内で発生する汚水(便所・台所・風呂等)

屋外で発生する汚水(洗濯・洗い場)

近江八幡市の公共下水道は分流式のため、汚水と雨水(地下水含む)は完全に分離をすること。

- 屋外洗い場や洗濯機等は、雨水と同程度以上に清浄であれば雨水系統に接続できるが、洗剤を使用する場所は、汚水系統に接続すること。
- 屋外に設置された設備から汚水系統に接続する場合は、雨水を完全に分離できる屋根や囲いを設けること。
- 屋外洗濯機は、立管にエルボを付けて排水ホースを挿入する。(雨水浸入防止)

◎ 排水設備工事の施工について

● 使用材料、材質

管 渠 …… 硬質塩ビ管:VU管(VP管)

陶管、コンクリート管は不可(雨水浸入の可能性が高いため)

柵 …… 硬質塩ビ柵(コンクリート製柵は原則不可。ただし密閉蓋で底打ちがしっかりできており、雨水の侵入及び地下浸透がなければ可。)

蓋 …… 密閉蓋、レジコン蓋

● 管渠(屋外排水設備)

管 径 …… 第1柵までの径は不問(便所は、原則φ100)

第1柵以降(屋外)は、φ100以上(枝管も同様)

勾 配 …… 管内流速0.6~1.5m/秒

標準2/100(1mで2cmの落差)最小は「1/管径」

汚水のみを排除する排水管の管径、勾配と排水人口

排水人口(人)	管径(mm)	勾配
150未満	100	100分の2 以上 10 未満
150以上 300 未満	125	100分の1.7 以上 8 未満
300以上 500 未満	150	100分の1.5 以上 6.5 未満
500以上 1000 未満	200	100分の1.2 以上 4.5 未満

土被り… 20cm以上。原則は埋設。

※やむを得ず露出となる場合は、必ず事前協議のうえ、ラッキングや保温巻きなどの防護によって耐候性および耐衝撃性を確保する。HIVP管の場合は、露出部の耐候性塗装でも可とする。

基 礎… 砂基礎。

埋戻し… 良質土等(管損傷や沈下の防止)

- 柵

- ◆ 柵の深さ

防臭柵以外の柵			防臭柵		
φ150	……	80 cmまで	φ300	……	65 cmまで
φ200	……	150 cmまで	φ350	……	65 cmを超える

防臭柵は、嵩上げ部に内目地および外側にテープ巻きのこと

柵の深さが150cmを超える場合は、上下水道課に事前協議のこと

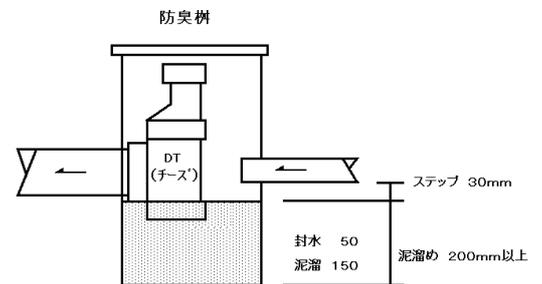
- ◆ 柵の設置箇所

- ① 排水管の起点、終点（公共柵前）、屈曲点、合流点、各排水口
- ② 管種、管径、勾配の変化する箇所
- ③ 直線部で、管径の120倍以下（φ100なら最高12m）
- ④ 原則として、各排水口の柵は建物から直角に1m以内
- ⑤ 柵設置不可箇所は、状況により掃除口で代用

- ◆ 柵の種別等

防臭柵 …………… 台所・風呂・洗い場（下流し）

- 台所は、単独の柵（他の流入がないこと）
クリーン柵可。ただし、定期清掃の指導を徹底すること
- 風呂は、原則単独の柵とするが、既設投出管で集結している場合や、近くに洗面・洗濯・手洗いがあれば、同一柵でもよい。流入管は2本までとする
また、風呂についてはトラップ柵でも可とする
- 流入管・流出管の落差（ステップ）は、2～3cm
- 防臭装置は、原則DT（チーズ）にキャップし、蓋下3～5cmまで立ち上げる。
立ち上げは、φ100→φ50に管径を落とす
土被りが浅くDTが付けられない時は上部を切って薄型キャップを付けるか、取手を付けたDL（エルボ）にする等、使用者が清掃時に取りはずしやすいようにする。
単なるDLや防臭弁は使わない
- 封水深は5～10cm、泥溜深は15cm以上（合わせて20cm以上）

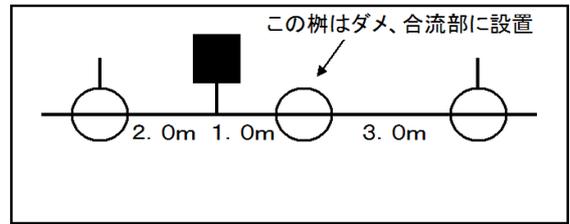
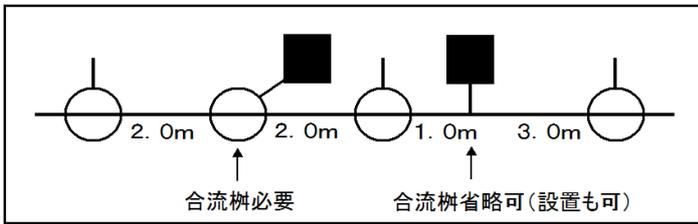


※ 既設排水管で雑排水系が1系統で流出の場合は、事前協議のこと

（例）台所と風呂が1系統で流出→φ350の防臭柵（防臭柵の容量を大きくする）を設置する等

- ◆ 防臭柵の設置位置について

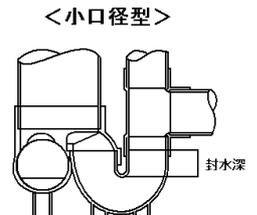
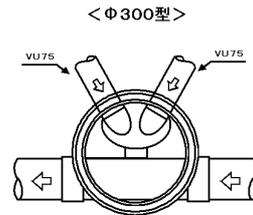
- 最上流の防臭柵は、本管（起点）に設置する
- 中間部の防臭柵は、原則本管チーズ取り部に設置する（合流柵設置のこと）
狭所等の事情により防臭柵の設置が困難である場合は、事前協議のこと
本管合流部には設置しないこと
- 本管チーズ取りの防臭柵～本管合流の柵設置について
原則、合流柵設置。ただし、合流部の上流・下流どちらか1.5m以内に別の柵（公共柵は除く）があれば、合流柵はなくてもよい



- 防臭樹流出後、上流の流下阻害が起こるため、風呂は「内副管不可」とする
- ※ 室内の風呂、台所等の流出箇所には、固形物の流下を防ぐため目幅10mm以下のごみよけ(ストレーナー)を設けること

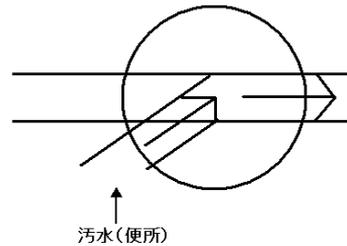
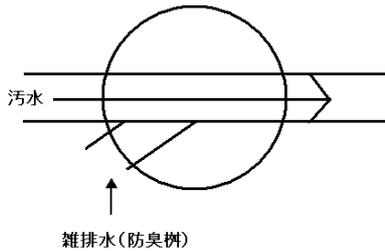
トラップ樹 …………… 風呂・洗面・洗濯・手洗い等

- 単なる「臭気止め」だけの扱い
- 風呂・洗面・洗濯・手洗いは防臭樹でも可
- 二重トラップの対処法として、エアキャップ付き蓋を使用すること



インバート樹

- 便所には、45° 合流段差付き樹を設置する等、逆流を防止する
- 管渠の合流部には、90° 合流樹を使い、樹間の管内が目視出来るようにする

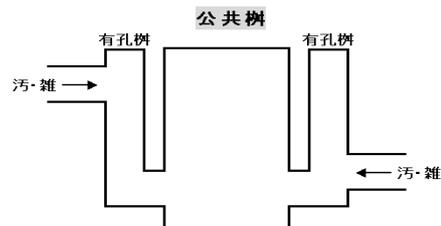
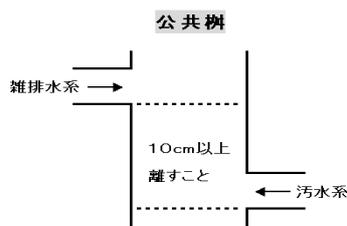


有孔(ドロップ)樹

- 排水管の高さ調整、公共樹接続時の副管

公共汚水樹

- コンクリート製樹は、樹底部の1箇所接続(既設で中間部接続となっている場合はチーズ等を使用し堆積防止ができれば可)
流入管口、嵩上げ部の止水(宅内工事で内目地)
- 塩ビ製樹は、2箇所までの接続可。ホルソー受口または支管で接続
2箇所接続時、汚水系をより深めにする。間隔は10cm以上
共に汚水系があれば、逆流防止のために有孔樹で副管等を行う

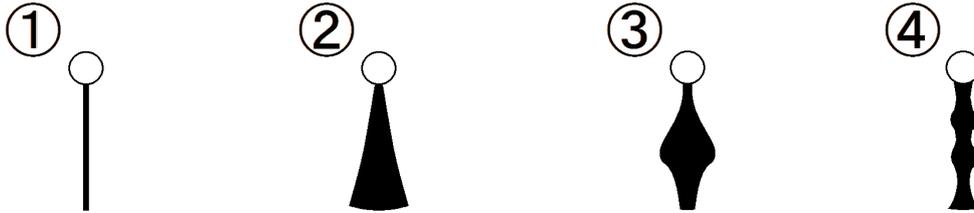


阻集器

- グリース・トラップ …………… 油脂類除去 : 厨房、(共同住宅)
- プラスタ阻集器 …………… 水銀・石膏除去 : 歯科医、外科医
- ヘア阻集器 …………… 毛髪除去 : 理髪店、美容院
公衆浴場

◎ 排水設備工事の検査について

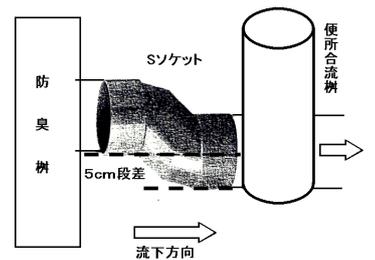
- 現場の設備状況が申請図面と合っているか。変更後の竣工図が提出されているか
- 管(桝)内の目視 …………… 滞留や引っかかりがないか



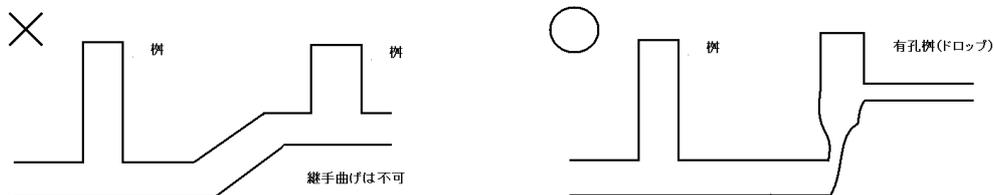
○ : 汚水 桝 ——— : 排水管

- ① ○ **光が確認でき、また歪曲もしていない**
- ② × 管ジョイント部(ソケット)で引っかかり(接着剤のはみ出し)
- ③ × 管と桝との接続部で引っかかり(接着剤のはみ出し)
- ④ × 管・桝の下がり、管の反り

- 便所汚水が防臭桝・トラップ桝に逆流や越流しないか
起点に防臭桝・トラップ桝の場合、便所合流桝の上流管側にSソケット(1/2偏芯ソケット)を設置する(逆流防止)
※ 45° DL(エルボ)返しは、管内目視が出来ないので不可
- 桝下がりによる逆勾配(防臭桝枝管)になっていないか
- 防臭桝の封水深(5cm)、泥溜深(15cm)※合計20cm以上
- 露出管・桝の防護(2Fからの立管等も)
- 雨水の誤接続の禁止・屋外洗い場の雨水排除
- 桝の仕上げ(嵩上げ、内目地、土間コン・土砂の流入洗浄)
- 公共桝内での漏水(ホルソー受口、旧桝の管口)
- コンクリート公共桝の内目地
- 土間の高さ調整も、必ずアジャスターを使う。→すき間が空く場合は不可



※ 排水管は、直管で結んで目視出来ること。管途中の落差調整は桝を設置



◎ 既設の取り扱いについて

- 原則、新設基準同様。適切であれば継続使用可（樹種、管径等）。不備であれば、改修すること
- 浄化槽の場合は勾配1/100で、下水道切り替え時に2/100にとは指導していない排水の流れ方を見て、一定幅で流れていれば可とする
- 樹の内目地の補強・防臭樹の防臭DTの取替等、清掃・維持管理がしやすいように施工する

◎ 共同住宅の取り扱いについて

汚水 …… 系統で複数戸を集結させて屋外排出してもよい

雑排水 …… 末端でグリース・トラップを設置し一括処理する。または、1戸につき台所に1防臭樹、風呂等に1防臭樹とする。やむを得ず上記どちらの方法もとれない場合は事前協議すること

◎ 除害施設の設置について

一般家庭以外の事業所（事務所除く）から排出される多量に油脂類を含んだ雑排水による公共下水道施設への影響を防止する

- 事業所（飲食店等）については、グリース・トラップを必ず設置する
- 容量は、最小100Lとし、容量計算により許容流入量に対応できるものとする

※ グリース・トラップ詳細はP8参照（容量はメーカー等の計算式に基づいて算定してください。最小100L）

◎ 提出書類（申請）について

- 申請書はホームページからダウンロード可能です。
- 農業集落排水地域における申請の場合は窓口にて様式をお渡しします。
- 宅内排水設備の申請にあたっては、「排水設備新設等計画確認申請書」（以下「申請書」）に必要事項を記載の上、提出する
- 確認申請書等は必ず工事着手前に提出の上、市の確認後に着手すること
※市の確認前に工事着手された場合、確認申請書は受理できません。
- 申請書はA3の2枚つづりとなっております。控えが必要な場合は、複写してください。

確認申請書等の記載での注意点

① 誓約書（申請書右側上部）

使用者が法人の場合は、代表者名も記入すること

※署名又は記名押印を可とする

個人の場合は申請者の直筆とすること

② 記載漏れの無いこと

申請日・工期（予定でもよい）は必ず記入

水道メーター番号は、「●ミリ No.●●●」を記入

人員・用水源は、申請者に確認して記入

③ 付近見取図は、住宅地図のコピーを貼付すること

④ 設計図と付近見取図の方位を同一とすること

設計図には、必ず敷地の形状と前面道路位置、水道メーター位置、排水箇所（台所等）、玄関を記入する。出来るだけ指定枠内に書く。敷地の形状や建物の

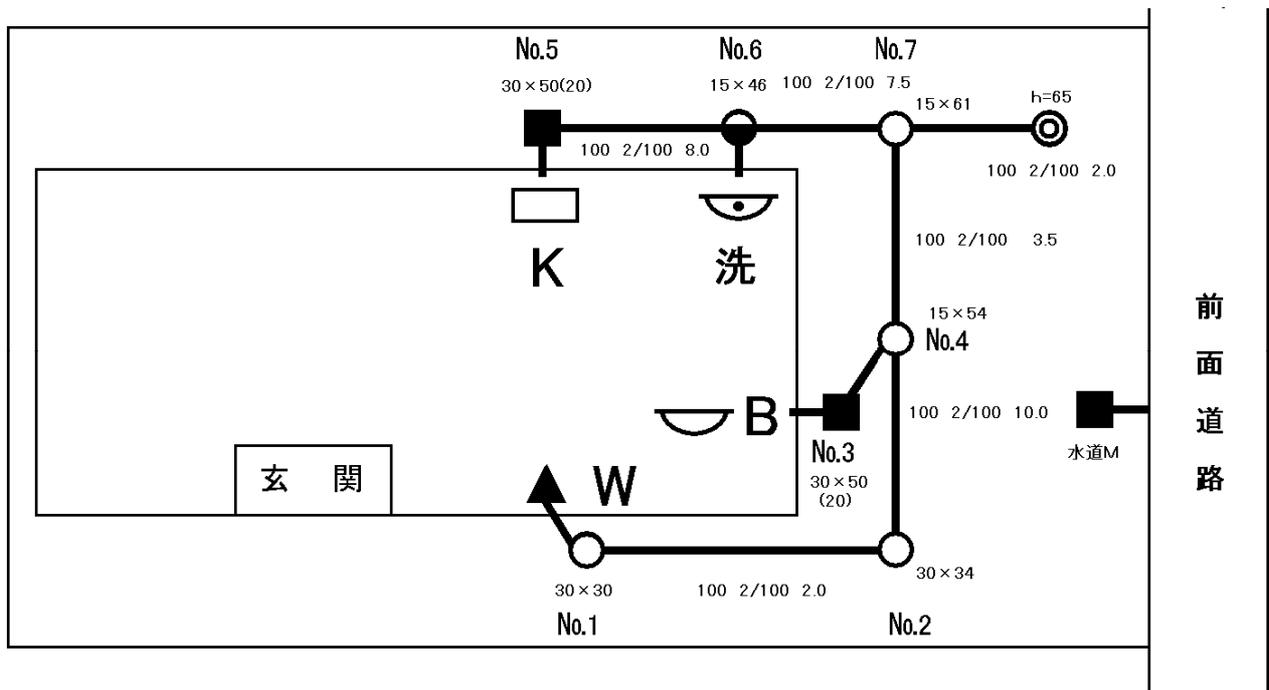
配置等で枠内に書ききれない場合は、別紙添付でもよい(方位を記載のこと)

⑤ 設計図の記載を凡例通りとすること

柵の種別や排水元の表示が凡例と違うことがあります。次の凡例で記入してください。また、新設箇所は赤色、既設箇所は黒もしくは青で表記願います。

◆新設部は、赤線		◆既設部は、黒もしくは青線	
排水箇所	①台所 …… □ K	②風呂 ……  B	
	③便所 …… △ ▲ W	④洗面・手洗い ……  洗	
	⑤洗濯 …… ● 洗濯	⑥その他の所は、適宜記載	

◆柵番号の付記(距離の長い上流側からNo.1～)



※上記の図は参考例です。申請時には注意点をご確認いただき提出をお願い致します。

- ① 事前協議済みの場合、図面の余白や備考欄に「理由等」を記載して提出のこと(写真等も提出)
- ② 当初計画図面から変更した時は、竣工図を提出すること(変更が大きい場合は、排水設備新設等計画確認申請書等を再度提出のこと)
- ③ 部分工事が終了し、全体工事完了までに期間がかかり、先行で使用開始を行う場合、下水道使用開始届(開始日及び指針を記入のこと)を提出し、中間検査を受けること
- ④ 仮設便所等で下水道を使用される場合についても、排水設備新設等計画確認申請書・下水道使用開始届(開始日及び指針を記入のこと)および排水設備工事完了届を提出のこと
- ⑤ 融資あっせん制度申請時は、工事完了後に「工事額精算調書」を提出すること

◎ 融資あっせん制度にかかる提出書類について

- ① 近江八幡市水洗便所等資金融資あっせん申請書(別記様式第1号)
- ② 近江八幡市水洗便所等資金融資借入申請書(別記様式第2号)
- ③ 当該工事に係る借受人又は借地人であるときは、当該住宅又は土地所有権者の工事施工についての承諾書
- ④ 誓約書兼承諾書(別記様式第3号(その1))及び誓約書兼承諾書の添付書類(別記様式第3号(その2))
- ⑤ 前各号のほか、市長が必要と認める書類
排水設備工事調書
委任状
誓約書(連帯保証人は同居以外の人)
申請者の市県民税・固定資産税の納税証明書 ※封入して提出
理由書(供用開始から3年以上経過している場合)

◎ その他

- ① 複雑な排水計画・工事の場合は、上下水道課に事前協議を申し出ること
- ② 土地・建物の状況上、やむを得ず申請書通りの施工が出来ない時は、施工中でも協議に応じるので、速やかに申し出ること(事後の申し出は認めない)
- ③ 現場の状況によっては、舗装・復旧前に中間検査も実施するので、相談すること
- ④ 土間のコンクリート打ちや復旧を急がれる時は、完了届提出時にその旨申し出ること
- ⑤ 市の検査までに、指定工事店で検査を実施し、現地の状況を把握するとともに、不適箇所がないよう注意すること
- ⑥ 市の検査には、申請者、指定工事店が立会すること
- ⑦ 市検査不合格の再施工は、1週間以内に完了し、速やかに報告すること
- ⑧ 検査予約に関して電話でも受け付けておりますのでご活用下さい。
※ただし、検査の前日までに開始届・完了届を提出すること

◎ 水道水以外の水(井戸水等)使用に関する届について

井戸水等の使用者は、使用開始届(使用水欄)にその旨を明記すること

井戸水等の下水道使用料については使用人数によって算定されるため、使用人数欄は必ず記入すること

ただし、散水(下水道に流れない箇所)のみに井戸水等を使用される場合は不要

◎ 参考メーター設置届

控除量申告や使用量報告のための参考メーター(私設)を設置する届を提出の上、参考メーターにより、市水道検針時期に各個人が指針数値を市に報告
(報告用紙は、市現地確認検査時にお渡します)

「グリース・トラップ」について

※ 除害施設新設等計画確認申請書を提出のこと

(除害施設新設等計画確認申請書2部、除害施設等暫定管理責任者承認申請書1部)

- ① 容量について(下記参照)
- ② グリース・トラップの嵩上げ
 コンクリート、ブロック、レンガ等のみでの嵩上げは不可。内面はFRP製の物(または同等品以上のもの)で施工のこと
- ③ 雨水排除のため、宅盤GLより3~5cm程度立ち上げ、段差解消のためモルタルで「のり面」を造ること(四方とも)



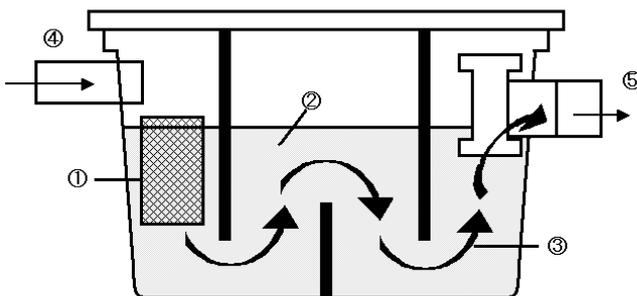
※ 戸数によるグリース・トラップ容量算定方法について(参考)

集合住宅(3人/戸程度)の場合		集合住宅(ワンルーム)の場合	
戸数	容量(L)	戸数	容量(L)
1~10戸	100L	1~18戸	100L
11~18戸	150L	19~29戸	150L
19~25戸	200L	30~38戸	200L
26~32戸	250L		

※ 清掃維持管理のため、原則250Lまでとし、超える場合は雑排水系統を分けること。(例:1階・2階で1つ 3階で1つ設置)

※ グリース・トラップの容量算定に関して、原則最低100Lとする。

ただし、原則にて定める容量のグリース・トラップの設置に寄り難い場合、上下水道課窓口に事前協議願います。(内容によっては認められないこともあります)



清掃箇所	清掃周期	溜まる物
① バスケット	毎日1回以上	ゴミ・カス
② 槽内浮上油脂	1週間に2回以上	油脂・洗剤
③ 槽内全体		浮遊物
④ 流入口	2週間に1回	微粒子
⑤ 流出トラップ		水垢等

※ 製粉(小麦粉等)は沈殿し堆積しますので、槽底部を頻繁に清掃してください

「ドレン排水」について

ドレン排水は、国土交通省の通達により、「必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がない」と取り扱う判断も可能とされている。

近江八幡市は、下記すべてに該当する場合は必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないとする。

- ① 排出量が微量であること（微量の判断に関して、管理者と要協議）
- ② ドレン排水を排出する機器が水質を一定に保つ機能を有し、その性能が担保されていることが確認できること
（ガス機器認証マーク「JIA 認証」を貼付しているもの）
- ③ 近隣周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないような施工をすること
（排水するときの飛散や溢水の防止、側溝柵に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮等）